



## 新たな解体用車両系建設機械に係る労働安全衛生規則等の改正

釜石 英雄

### アブストラクト

建設物の解体工事現場等で近年使用が進んでいる「鉄骨切断機」、「コンクリート圧砕機」及び「解体用つかみ機」はこれまで労働安全衛生法令上の規制がなかったが、休業4日以上労働災害が年間100件以上発生していることから、労働安全衛生規則及び関係告示を改正し、車両系建設機械に追加するとともに、使用上の要件、製造時に具備すべき構造要件、運転に必要な資格等を規定した。改正法令は平成25年7月1日に施行される。

### 1. はじめに

建設物の解体工事現場等では、「鉄骨切断機」、「コンクリート圧砕機」及び「解体用つかみ機」（以下「鉄骨切断機等」という）といった労働安全衛生法令上、今まで規制していなかった機械の導入が近年進んでおり、解体工事等の迅速化や安全化に貢献している一方、これらの機械を原因とした休業4日以上死傷労働災害が年間100件以上発生し、死亡災害など重篤な災害も発生している。

このようなことから、厚生労働省では、これらの機械に関して知見を有する学識経験者や関係業界団体等の関係者の参集を求め、「解体用車両系建設機械の新たな安全対策に係る検討会（座長：建山和由 立命館大学理工学部教授）」を開催して検討を行った。そして、その報告書を受けて、「労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）」、「安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）」、「労働安全衛生規則別表第3下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（昭和47年労働省告示第113号）」、「車両系建設機械構造規格（昭和47年労働省告示第150号）」及び「車両系建設機械（解体用）運転技能講習規程（平成2年労働省告示第65号）」のそれぞれの改正案を作成し、WTO 通報、パブリックコメント等所定の手続きを経て、平成25年4月12日に、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第58号）」、「安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示（厚

生労働省告示第141号）」をそれぞれ公布、公示した。

更に、平成25年6月28日に「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第84号）」を公布し、平成25年7月1日には、「車両系建設機械の定期自主検査指針（労働安全衛生規則第167条の自主検査に係るもの）（自主検査指針公示第19号）」を公示した。

本稿では、これらの改正の主な内容を紹介する。

### 2. 第1 労働安全衛生規則の改正

今般の労働安全衛生規則（以下「安衛則」という）の改正により、鉄骨切断機等を労働安全衛生法令上の車両系建設機械として規制の対象とし、具備すべき構造要件や使用上講ずべき安全措置を規定した。また、3トン以上の機体重量の鉄骨切断機等の運転の業務に就く場合には、解体用の車両系建設機械の運転技能講習を受講しなければならないこと等とした。これらの概要は次のとおりである。

#### 1 定義等（安衛則第151条の84関係）

安衛則第151条の84を新設し、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第7第6号2の「厚生労働省令で定める機械」として、次の3つの機械（動力を用い、かつ不特定の場所に自走できるもの）を規定した。

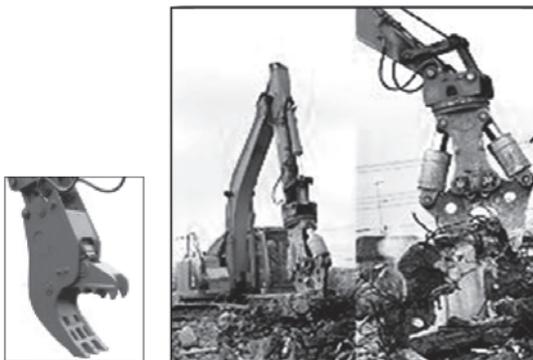
- ①鉄骨切断機（鉄骨（非鉄金属の工作物を含む）を切断するためのはさみ状のアタッチメントを装着した建設機械）
- ②コンクリート圧砕機（コンクリートを砕くためのはさみ状のアタッチメントを装着した建設機械。鉄筋を切断する機能を付加したものを含む）
- ③解体用つかみ機（木造の工作物を解体し、又はその解体物をつかんで持ち上げるためのフォーク状のアタッチメントを装着した建設機械）

#### 2 構造（安衛則第153条関係）

岩石の落下等により労働者に危険が生ずるおそれのある場所で、鉄骨切断機等を使用するときは、堅固なヘッドガードを備えなければならないこととした。



写真一 鉄骨切断機 (日立建機(株)製建設業労働災害防止協会提供)



写真二 コンクリート圧砕機 (日立建機(株)製, 同社提供 右はコンクリート圧砕機 (大割), 左は同 (小割))



写真三 解体用つかみ機 (キャタピラー・ジャパン(株)製, 同社提供)



写真四 運転室周りの飛来物防護設備の例 (キャタピラー・ジャパン(株)製, 同社提供)

### 3 使用に係る危険の防止 (安衛則第2編第2章第1節第2款及び第3款関係)

#### (1) 転倒又は転落による危険の防止 (第157条の2関係)

車両系建設機械が転倒又は転落して運転者が機械の

下敷きになる労働災害が発生していることから、路肩、傾斜地等であって、車両系建設機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれのある場所では、転倒時保護構造 (ROPSやTOPS) を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の車両系建設機械を使用しないよう努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならないこととした。

#### (2) アタッチメントの交換作業時の危険の防止 (第165条及び第166条の2関係)

アタッチメントの交換作業中にアタッチメントが倒壊等して労働者が激突される等の労働災害が発生していることから、車両系建設機械のアタッチメントの装着又は取り外しの作業を行うときは、アタッチメントが倒壊すること等による労働者の危険を防止するため、架台を使用させなければならないこととした。(第166条の2関係) また、複数の労働者がアタッチメントの交換作業等を行う場合は、作業を指揮する者を定め、その者に作業手順の決定等を行わせなければならないこととしているが、この架台の使用状況も監視させることとした (第165条関係)。

#### (3) アタッチメントの装着の制限 (第166条の3関係)

アタッチメントを交換できる車両系建設機械がその構造上定められた重量を超えるアタッチメントを取り付けた場合、転倒する危険があることから、車両系建設機械にその構造上定められた重量を超えるアタッチメントを装着してはならないこととした。

#### (4) アタッチメントの重量の表示等 (第166条の4関係)

車両系建設機械がアタッチメントを取り替えるとき、く上げることのできる物の容量や持ち上げることのできる重量が変わるため、これらの情報を運転者が容易に確認できるように、車両系建設機械のアタッチメントを取り替えたときは、運転者の見やすい位置にアタッチメントの重量 (バケット等の場合はその容量又は最大積載重量を含む) を表示するか又は運転者がアタッチメントの重量を容易に確認できる書面を運転席周辺の容易に取り出せる位置に備え付けなければならないこととした。

なお、平成25年6月30日までにアタッチメントを交換できる車両系建設機械 (機体本体に装着されていないアタッチメントを含む) を譲渡し、又は提供した者は、その相手方が、本条により表示又は書面の備付けが必要となる事項に関する情報を求めた場合には、それを通知することが必要である。

#### (5) 定期自主検査 (安衛則第2編第2章第1節第3款、

### 第 168 条関係)

特定解体用機械（ブーム及びアームの長さの合計が 12 m 以上の解体用機械）のブームシリンダーに備えられた逆止め弁、作業範囲警報装置、ブーム角度計は労働災害防止上特に重要であるため、1 ヶ月以内ごとに 1 回、定期に行う自主検査の項目として「逆止め弁、警報装置等」を追加した。

#### 4 解体用機械を対象とした措置（安衛則第 2 編第 2 章第 1 節第 5 款関係）

##### (1) 特定の場所における特定解体用機械の使用の禁止（第 171 条の 4 関係）

特定解体用機械は安定性が低く、また、転倒・転落した場合の危険性が高いことから、路肩、傾斜地等で特定解体用機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのある場所では、地形、地質の状態等に応じた危険防止措置を講じたときを除き、特定解体用機械を用いて作業を行ってはならないこととした。

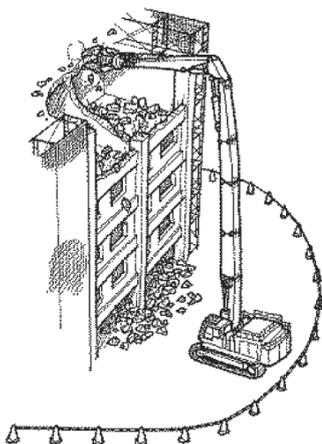
##### (2) 特定の場所における運転室を有しない解体用機械の使用の禁止（第 171 条の 5 関係）

解体用機械を用いて作業を行う場合、圧砕したコンクリートの破片が飛来し、労働者に激突するなどの危険があるため、物体の飛来等により運転者に危険が生ずるおそれのあるときは、飛来物の防護設備等物体の飛来等の状況に応じた危険防止措置を講じたときを除き、運転室を有しない解体用機械を用いて作業を行ってはならないこととした。

##### (3) 危険な箇所への立入禁止等（第 171 条の 6 関係）

解体用機械を用いた作業において、コンクリートの破片等が飛来して周辺で作業を行っていた労働者に激突する労働災害が発生していることから、物体の飛来等により労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に運転者以外の労働者を立ち入らせないこととした。

#### 5 技能講習（安衛則別表第 3 及び附則第 3 条関係）



図一 立入禁止措置の例（建設業労働災害防止協会提供）

- (1) 鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができる者として、平成 25 年 7 月 1 日以降に開始される車両系建設機械（解体用）運転技能講習（厚生労働省告示第 141 号による改正により鉄骨切断機等の運転に係る内容が追加されたもの）を修了した者及び厚生労働大臣が定める者を規定した（別表第 3 関係）。
- (2) ブレーカに係る技能講習（改正前の車両系建設機械（解体用）運転技能講習）を修了した者又は平成 25 年 7 月 1 日時点で、鉄骨切断機等の運転の業務に従事しており、かつ当該業務に 6 月以上従事した経験を有する者については、平成 26 年 6 月 30 日までの間は、引き続き鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができることとした（附則第 3 条第 1 項関係）。
- (3) 上記 (2) の者については平成 26 年 7 月 1 日以降は、平成 27 年 6 月 30 日までの間に行われる都道府県労働局長の定める講習を修了した場合には、鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができることとした（附則第 3 条第 2 項関係）。
- (4) 安衛則の改正省令（第 58 号）の改正前に、解体用機械のうち、ブレーカの運転の業務に就くことができる者は、平成 25 年 7 月 1 日以降も引き続きブレーカの運転業務に就くことができることとした（別表第 3 関係）。

### 3. 第 2 車両系建設機械（解体用）運転技能講習規程の一部改正

労働者の就業が制限される業務として、機体重量 3 トン以上の鉄骨切断機等の運転の業務が追加されたことに伴い、車両系建設機械（解体用）運転技能講習規程を改正し、ブレーカの運転の業務に従事することが認められる技能講習の内容を拡充し、鉄骨切断機等を含めた合計 4 機種 of 解体用機械を対象とするものに改めた。

この改正の内容は次のとおりであるが、具体的には別の比較表を御参照のこと。

#### 1 フルの講習

内容を充実し、合計時間は 35 時間から 38 時間となった。

#### 2 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習を修了した者への特例の講習

内容を充実し、合計時間は 3 時間から 5 時間となった。

#### 3 建設機械施工技術検定の合格者への特例の講習

- (1) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）に規定する建設機械施工技術検定の合格者のうち、1級の技術検定に合格した者で、実地試験においてショベル系建設機械操作施工法を選択したもの又は2級の技術検定で第2種の種別に該当するものに合格した者については、これまでは解体用の技能講習の全部を免除していたが、別途鉄骨切断機等の安全な操作方法等に係る知識及び技能を付与する必要があるため、時間を短縮した技能講習を実施することとした。合計の時間は3時間である。
- (2) 建設機械施工技術検定の合格者のうち、1級の技術検定に合格した者で、実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法を選択したもの又は2級の技術検定で第1種若しくは第3種の種別に合格した者については、上記2の特例の講習を実施することとした。
- (3) 建設機械施工技術検定の合格者のうち、1級の技術検定に合格した者で、実地試験においてトラクター系又はショベル系以外の建設機械操作施工法を選択したもの又は2級の技術検定で第4種から第6種の種別に合格した者については、合計11時間の特例の講習を実施することとした。

#### 4. 第3 安全衛生特別教育規程の一部改正

##### 1 安全衛生特別教育規程の一部改正の内容

今般、労働者に対する特別の教育が必要な業務に、機体重量が3トン未満の鉄骨切断機等の運転業務が追加されたことに伴い、安全衛生特別教育規程第11条の3（小型車両系建設機械（解体用）の運転の業務に係る特別教育）を改正し、ブレーカの運転の業務に従事する労働者に対する特別教育の内容を拡充し、鉄骨切断機等を含めた合計4機種 of 解体用機械を対象とするものに改めた。内容を充実したため、合計時間は12時間から14時間となった。

- 2 平成25年7月1日前に、ブレーカの運転の業務に従事する労働者に対する特別教育を受けた者については、引き続き、機体重量3トン未満のブレーカの運転の業務に従事させることができることとした。
- 3 平成25年7月1日前に、ブレーカの運転の業務に従事する労働者に対する特別教育を受けた者については、機体重量3トン未満の鉄骨切断機等の運転の業務に従事させる場合には、1の拡充された

内容についての教育が必要となる。

#### 5. 第4 車両系建設機械構造規格の一部改正

今般の車両系建設機械構造規格の一部改正により、鉄骨切断機等の具備すべき構造要件を規定した。その概要は次のとおりである。

- 1 解体用つかみ機の前安定度（第4条第4項関係）  
解体用つかみ機（ブーム及びアームの長さの合計が12メートル以上である特定解体用機械を除く）は、予測以上の荷重がかかることによる転倒の危険があるため、ブーム及びアームが向けられている側の転倒支点における安定モーメントの値がその転倒支点における転倒モーメント値の1.33倍以上となる前方安定度を有しなければならないこととした。
- 2 特定解体用機械の前安定度（第4条第5項関係）  
特定解体用機械（上記1の（ ）内の特定解体用機械）は、重心が高く、特に転倒しやすい構造であるため、前方安定に関し最も不利となる状態において、ブーム及びアームが向けられている側の転倒支点における安定モーメントの値がその転倒支点における転倒モーメントの値の1.5倍以上となる前方安定度を有しなければならないこととした。
- 3 ブレーカの運転室の前面ガラス（第9条第4項関係）  
ブレーカの運転室の前面ガラスは強化ガラスとするよう規定していたが、強化ガラス以外の安全ガラスの使用が認められる趣旨を明らかにするため、安全ガラスとするよう規定を改めた。
- 4 鉄骨切断機及びコンクリート圧砕機の運転室前面の飛来物防護設備（第9条第5項関係）  
鉄骨切断機及びコンクリート圧砕機については、作業時に解体物やその破片が運転室に飛来するおそれがあることから、運転室の前面に安全ガラスを使用することに加え、その前面に物体の飛来による危険を防止するための設備を備えているものでなければならないこととした。
- 5 自動停止装置又は警報装置（第13条の2関係）  
特定解体用機械でブーム及びアームを水平にした状態において、第4条第4項の前安定度を確保できない構造のものについては、作業範囲を超えてブーム又はアームが操作された時に自動的にブーム及びアームの作動を停止させる装置又は警音を発する装置を備えているものでなければならないこととした。
- 6 ブームの急降下を防止するための逆止め弁（第14条関係）  
油圧を動力として用いる特定解体用機械の起伏装置

及び伸縮装置は、原則として、油圧ホースの破損や接続部からの油漏れによる油圧の異常低下によりブーム及びアームが急激に降下すること等を防止するための逆止め弁を備えているものでなければならないこととした。

7 アタッチメントに係る表示（第15条関係）

取り替えることのできるアタッチメントを有する車両系建設機械については、製造者名等、バケット、ジッパー等を有する場合の当該バケット等の容量又は最大

積載重量に加え、そのアタッチメントの重量及び装着できるアタッチメントの重量を運転者の見やすい位置に表示するか、又はそれらを記載した書面を備えているものでなければならないこととした。

6. 第5 車両系建設機械（解体用）運転技能特例講習の基準

改正前の車両系建設機械（解体用）運転技能講習を

表一 車両系建設機械（解体用）運転技能講習（国交省資格取得者別）比較表

建設機械施工技士の資格と車両系建設機械（解体用）の各種技能講習の講習科目	改正前 車両系建機(解体用) 技能講習規程				改正後 車両系建機(解体用) 技能講習規程				経過措置 技能特例講習 (労働基準局長通達)			
	解体用フルの講習(第2条)	ショベル系・トラクター系以外(第3条)	整地・運搬・積み込み用及び掘削用(トラクター系)(第4条)	ショベル系	解体用フルの講習(第2条)	ショベル系・トラクター系以外(第4条第3項)	整地・運搬・積み込み用及び掘削用(トラクター系)(第4条第1項)(短縮講習)	ショベル系(第4条第2項)	第1種技能特例講習	第2種技能特例講習	第3種技能特例講習	第4種技能特例講習

学科講習

講習科目	講習時間				講習時間				講習時間			
	4時間	免除	免除	免除	4時間	免除	免除	免除	免除	免除	免除	2時間
走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	4時間	免除	免除	免除	4時間	免除	免除	免除	免除	免除	免除	2時間
作業に関する装置の構造、取扱い方法及び作業方法に関する知識	4時間	4時間	1時間	免除	5時間	5時間	2時間	1時間	1時間	1時間	2時間	2.5時間
運転に必要な一般的事項に関する知識	2時間	免除	0.5時間	免除	3時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	1.5時間
関係法令	1時間	免除	0.5時間	免除	1時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	1時間
小計	11時間	4時間	2時間	0時間	13時間	6時間	3時間	2時間	2時間	2時間	3時間	7時間

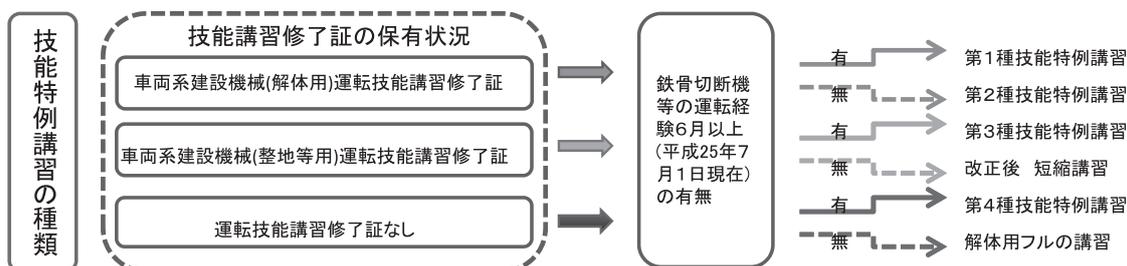
実技講習

講習科目	講習時間				講習時間				講習時間			
	20時間	免除	免除	免除	20時間	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除
走行の操作	20時間	免除	免除	免除	20時間	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除
作業のための装置の操作	4時間	4時間	1時間	免除	5時間	5時間	2時間	1時間	免除	1時間	免除	免除
小計	24時間	4時間	1時間	0時間	25時間	5時間	2時間	1時間	0時間	1時間	0時間	0時間
合計	35時間	8時間	3時間	0時間	38時間	11時間	5時間	3時間	2時間	3時間	3時間	7時間

(注1)表中ショベル系は、建設機械施工技術検定の1級合格者でショベル系の選択者、2級の第2種合格者、トラクター系は1級合格者でトラクター系の選択者、2級の第1、3種合格者、ショベル系・トラクター系以外は1級合格者でトラクター系、ショベル系を選択しなかった者（モーター・グレーダー、締め固め、ほ装用、基礎工事用を選択した者）、2級の第4、5、6種合格者を示す。

(注2)技能特例講習は、平成27年6月30日までの約2年間実施される。

(注3)技能特例講習の対象者については、それぞれ第1種は改正前の解体用技能講習修了者で6ヶ月以上の鉄骨切断機等の運転経験者、第2種は改正前の解体用技能講習修了者で6ヶ月未満の鉄骨切断機等の運転経験者、第3種は整地・運搬・積み込み用及び掘削用技能講習修了者で6ヶ月以上の鉄骨切断機等の運転経験者、第4種は6ヶ月以上の鉄骨切断機等の運転経験者が対象。



修了した者や平成25年7月1日時点で6ヶ月以上鉄骨切断機等の運転の業務に就いている者については、安衛則を改正する省令の附則第3条の規定に基づき都道府県労働局長が定める講習（以下「技能特例講習」という）を受講すれば鉄骨切断機等の運転業務に就くことができることとなったが、厚生労働省労働基準局長は、パブリックコメントを経て、その基準を平成25年6月6日付け基発0606第1号により示した。その要点は、次のとおりである。

#### 1 受講できる者

技能特例講習を受講できる者は、次のいずれかに該当する者となった。

- (1) 改正前の車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者（以下「ブレーカ修了者」という）
- (2) 平成25年7月1日時点で現に、鉄骨切断機等の運転業務に従事しており、かつ、当該業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者（以下「6ヶ月以上従事者」という）

#### 2 種類及び科目

技能特例講習の種類は、次の4種類とすることとし、それぞれの講習科目の範囲は、車両系建設機械（解体用）運転技能講習規程第2条第1項及び第2項の表の範囲の欄を準用することとした。具体的には別の比較表を御参照のこと。

##### (1) 第1種技能特例講習

対象者は、ブレーカ修了者で、かつ6ヶ月以上従事者であるもので、講習時間は合計2時間（学科のみ）である。

##### (2) 第2種技能特例講習

対象者は、ブレーカ修了者であるが、6ヶ月以上従事者でないもので、講習時間は合計3時間（学科2時間、実技1時間）である。

##### (3) 第3種技能特例講習

対象者は、ブレーカ修了者でないが、車両系建設機

械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（以下「掘削用等講習」という）を修了しており、かつ6ヶ月以上従事者であるもので、講習時間は合計3時間（学科のみ）である。

##### (4) 第4種技能特例講習

対象者は、ブレーカ修了者でなく、かつ、掘削用等講習も修了していないが、6ヶ月以上従事者であるもので、講習時間は合計7時間（学科のみ）である。

## 7. 第6 車両系建設機械の定期自主検査指針

今般、鉄骨切断機等に係る定期自主検査が事業者に義務付けられたことに伴い、これらの機械を含めた車両系建設機械の定期自主検査の適切かつ有効な実施を図るため、当該定期自主検査の検査項目、検査方法及び判定基準を定めた。なお、これに伴い、車両系建設機械の定期自主検査指針（平成5年12月20日付け自主検査指針公示第16号）は、廃止した。

## 8. おわりに

以上、今般の改正の概要を説明したが、今般の改正は複雑なところもあるので、詳細については、最寄りの労働基準監督署や各都道府県労働局安全主務課にお問い合わせいただき、法令違反することなく安全に鉄骨切断機等を使ってくださるようよろしくお願いいたします。

JICMA

#### 【筆者紹介】

釜石 英雄（かまいし ひでお）  
厚生労働省  
労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室  
主任技術審査官

